

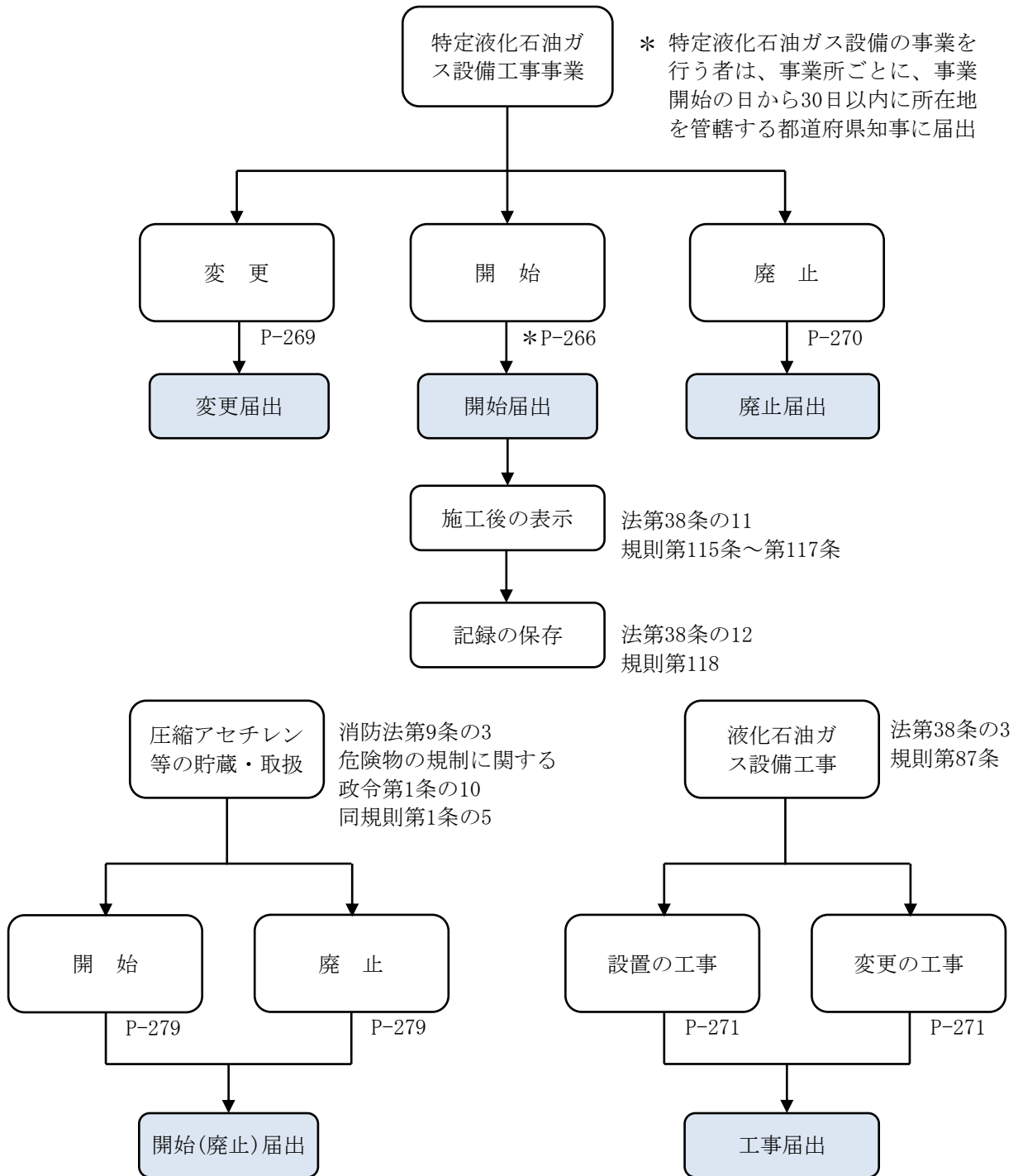
第6章 液化石油ガス設備工事等の届出の手続き

第6章 液化石油ガス設備工事等の届出の手続き

目 次

I. 液化石油ガス設備工事等の届出の手続き一覧表	265
II. 液化石油ガス設備工事等の届出の手続き要領	266
1. 特定液化石油ガス設備工事業	266
1-1 特定液化石油ガス設備工事業に係る法令	266
1-2 特定液化石油ガス設備工事業に係る提出書類一覧表	266
1-3 特定液化石油ガス設備工事業の届書の作成例	267
2. 液化石油ガス設備工事の届出	271
2-1 液化石油ガス設備工事に係る法令	271
2-2 液化石油ガス設備工事に係る提出書類一覧表	271
2-3 液化石油ガス設備工事の届書の作成例	272
3. 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出	279
3-1 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いに係る法令	279
3-2 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いに係る提出書類一覧表	279
3-3 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）の届出書	280
	END 280

I. 液化石油ガス設備工事等の届出の手続き一覧表



《参考》法律関係通達：第38条の2（基準適合義務）関係2.

本条の基準適合義務を確実に実施するため、液化石油ガス販売事業者に対し、液化石油ガス設備士を販売所ごとに確保又は法第38条の10の特定液化石油ガス設備工事事業者と継続的な委託契約を締結するよう指導されたい。

特に、液化石油ガス販売事業の登録を行う際には、液化石油ガス設備士を販売所ごとに確保又は法第38条の10の特定液化石油ガス設備工事事業者と継続的な委託契約を締結するよう十分に指導するとともに、当該申請者が液化石油ガス設備士を有しない場合にあつては、液化石油ガス販売事業者自身が液化石油ガス設備工事の作業を行うことのないよう徹底を図られたい。

II. 液化石油ガス設備工事等の届出の手続き要領

1. 特定液化石油ガス設備工事業

1-1 特定液化石油ガス設備工事業に係る法令

(1) 特定液化石油ガス設備工事業の届出

特定液化石油ガス設備工事業を行う場合

事業所ごとに、事業開始の日から30日以内に届出
《届出事項》

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 設備工事の記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法（規則第113条）
- ④ 液化石油ガス設備士の氏名及び液化石油ガス設備士免状の番号（規則通達第112条関係）
- ⑤ 自記圧力計の数（規則通達第112条関係）

法第38条の10第1項
規則第112条により、
所在地の都道府県に特定液
化石油ガス設備工事業の
開始の届出

(2) 特定液化石油ガス設備工事業の変更又は廃止の届出

特定液化石油ガス設備工事業の変更又は
廃止する場合

事業開始時の届出事項に変更があった場合は、
遅滞なく届出

法第38条の10第2項
規則第114条により、
所在地の都道府県に特定液
化石油ガス設備工事業の
変更又は廃止の届出

1-2 特定液化石油ガス設備工事業に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先 知事	頁 No.
	液石法 規則	様 式		
1. 特定液化石油ガス設備工事業開始届書	112	56	○	267
別紙 記録及び配管図面の保存の方法等	119	—	○	268
2. 特定液化石油ガス設備工事業変更届書	114	57	○	269
3. 特定液化石油ガス設備工事業廃止届書	114	58	○	270

(注) 1. 提出先は、都道府県により異なるので、都道府県の担当部署を確認すること。
2. 添付書類については、別紙を参照すること。

1-3 特定液化石油ガス設備工事事業の届書の作成例

(1) 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書

様式第56(第112条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

特定液化石油ガス設備工事事業開始届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社
法人にあつては
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業所の名称

〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所

2 事業所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

3 記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法

別紙のとおり

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 特定液化石油ガス設備工事事業を行う事業所ごとに届出をすること。

別 紙

記録及び配管図面の保存の方法等

1. 記録及び配管図面の保存の方法

(1) 記録する事項

- ① 特定液化石油ガス設備工事の注文者の氏名又は名称及び住所
- ② 特定液化石油ガス設備工事の内容、施工場所及び施工年月日
- ③ 特定液化石油ガス設備工事に従事した液化石油ガス設備士の氏名
- ④ 施工後の気密試験の結果
- ⑤ 特定液化石油ガス設備工事に係る配管図面

(2) 分類の方法

- ① 工事記録は、施工した日付順にファイルで整理する。
- ② 配管図面は、工事記録と同様に日付順に、図面番号を付し整理する。

(3) 工事記録及び配管図面の保存の場所

工事記録及び配管図面は、事務所のロッカーで5年以上保存する。

2. 液化石油ガス設備士の氏名及び免状番号等

	氏 名	免状番号	交 付 年 月 日
1	○ ○ ○ ○	第○○○○号	元号○○年○○月○○日
2	○ ○ ○ ○	第○○○○号	元号○○年○○月○○日
3			
4			日付は、和暦とすること。
5			

3. 自記圧力計

	品 名	メーカー名	型 式	台 数
1	機械式自記圧力計	○○○○(株)	○○○○○	2
2	電気式ダイヤフラム式自記圧力計	○○○○○○(株)	○○○○○	2
3				

(注) 液化石油ガス設備士免状の写し（再講習の受講記録を含む。）を添付すること。

(2) 液化石油ガス設備工事事業変更届書

様式第57(第114条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

特定液化石油ガス設備工事事業変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社
法人にあつては
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業開始の届出の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 変更の内容

社名の変更

変更前 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所

変更後 株式会社〇〇〇〇 〇〇営業所

変更年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

イメージアップのため

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 1. 本社所在地の変更のほか、事業者及び事業所の名称変更、代表者の氏名の変更、法人格の変更(個人から法人を除く。)、記録及び配管図面の保存場所及び分類の方法の変更等の届出をする場合は、この様式により提出すること。

なお、事業所を移転する場合は、移転先において「特定液化石油ガス設備工事事業開始届書(P.267)」を提出し、移転後に旧事業所の「特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書(P.270)」を提出すること。

2. 法人格の変更(個人から法人)の場合には、個人の事業廃止の届出を行い、改めて法人の事業開始の届出をすること。

3. 変更後の事業者の名称、住所、代表者の氏名で届出すること。

(3) 液化石油ガス設備工事事業の廃止の届出

様式第58(第114条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業開始の届出の年月日

令和□年□□月□□日

2 廃止の理由

液化石油ガス販売事業とともに設備工事事業を廃止したため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

2. 液化石油ガス設備工事の届出

2-1 液化石油ガス設備工事に係る法令

(1) 液化石油ガス設備工事届出

液化石油ガス設備工事を施工した場

法第 38 条の 3
規則第 88 条油ガス設備工
事の届出により、
所在地の都道府県に液化石
油ガス設備工事の届出

特定供給設備以外で、貯蔵能力が500kgを超える供給設備であって、規則第86条の施設又は建築物に係る液化石油ガス設備の設置の工事又は変更の工事をした場合は遅滞なく届出

《規則第87条の変更の工事》

- ① 供給管の延長を伴う工事
- ② 貯蔵設備の位置の変更又はその貯蔵能力の増加を伴う工事

《規則第86条の施設又は建築物》

- ① 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設
- ② キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設
- ③ 貸席及び料理飲食店
- ④ 百貨店及びマーケット
- ① 旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅
(共同住宅：同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)
- ⑥ 病院、診療所及び助産所
- ⑦ 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校
- ⑧ 図書館、博物館及び美術館
- ⑨ 公衆浴場
- ⑩ 駅及び船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
- ⑪ 神社、寺院、教会その他これらに類する施設
- ⑫ 床面積の合計が1,000平方メートル以上である事務所(前各号に掲げるものに該当するものを除く。)

2-2 液化石油ガス設備工事に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先 知事	頁 No.
	液石法 規則	様式		
液化石油ガス設備工事届書	88	48	○	272
添付書類 様式第1号～第6号	88	—	○	273

(注) 1. 提出先及び宛先は、都道府県により異なるので、都道府県の担当部署を確認すること。
また、事前届出を求められる場合があるので確認すること。
2. 添付書類は、様式第1号～様式第6号による。

2-3 液化石油ガス設備工事の届書の作成例

(1) 液化石油ガス設備工事届書

様式第48(第88条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス設備工事届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社
法人にあっては
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

住 所 〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

工事に係る供給設備又は消費設備の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称	□□□□ (アパートの家主)
当該設備の使用目的	アパート(60戸)の一般消費者等に液化石油ガスを供給
貯蔵設備の貯蔵能力	50kg容器 24本 (1,200kg)
工事の内容	アパートの供給設備の設置工事

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ×印の項は記載しないこと。
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 液化石油ガス設備工事届書については、市町村に権限委譲されていることが多いので、提出先及び届書の宛名について、設置先の都道府県等に確認すること。
2. 容器による貯蔵能力が、500kgを超え1,000kg未満のときは、様式第1号、第4号から第6号を、1,000kg以上3,000kg未満のときは、様式第1号、第2号、第4号から第6号を添付すること。
(貯蔵能力：規則第86条に係る施設又は建築物の貯蔵設備の貯蔵能力をいう。)
3. バルク貯槽による貯蔵能力が、500kgを超え1,000kg未満のときは、様式第1号、第3号から第6号を添付すること。
(貯蔵能力：容器の場合と同じで、規則第86条関係施設等での貯蔵能力をいう。)

(2) 様式第1号から第6号

様式第1号

工事の内容等

工事の種類	1. 新設 2. 変更(供給管の延長・貯蔵設備の位置の変更・貯蔵能力の増加)				
工事従事者	氏名	設備士免状番号	氏名	設備士免状番号	
	氏名				
完成検査実施者名					
気密試験結果	供給管等内容積	圧力	気密試験保持時間		
	㎡	kPa	分		
貯蔵設備	火気の種類及び距離	種類		距離	m
	腐食防止措置	有・無			
	転落、転倒防止措置	鎖・ロープ・その他()			
	40℃以下対策	屋根・遮へい板・その他()			
調整器メーカー・型式					
供給管	高圧部 材質				
	中圧部 材質				
	低圧部 材質	埋設管		露出管	
気化装置		有・無	ガス発生能力	kW	
安全装置		1	マイコンメータ(S、H、SB、E、EB、S4、E4)		
		2	対震自動ガス遮断装置		
		3	ガス漏れ警報器連動ガス遮断装置		
		4	圧力検知式漏えい検知装置		
		5	流量検知式切替型漏えい検知装置		
		6	流量検知式圧力監視型漏えい検知装置		

様式第2号

供給設備の技術上の基準

(容器による貯蔵で、貯蔵能力が1,000kg以上3,000kg未満及び貯槽による貯蔵で、貯蔵能力が500kgを超え1,000kg未満のときに添付)

1. 保安距離	①第1種保安距離 (法定16.97m・障壁設置 0m) 実際_____m 保安物件の名称_____
2. 障壁	②第2種保安距離 (法定11.31m・障壁設置 0m) 実際_____m 保安物件の名称_____
3. 火気等との距離	①障壁の構造 材料_____寸法 (高さ) _____cm (厚さ) _____cm ②扉の構造 材料_____ (厚さ) _____cm ③扉の補強 等辺山形鋼(枠) _____mm×_____mm (内) _____mm×_____mm 間隔 (縦) _____cm (横) _____cm
4. 滞留防止	①火気等の種類_____火気等との距離_____m ②火気距離が5m未満 障壁 (材料) _____ (高さ) _____m
5. さく、へい等の設置	①貯蔵設備面積_____m ² 法定換気口面積_____cm ² ②実際の換気口面積_____cm ²
6. 警戒標	①さく、へい等の種類_____
7. 消火設備	①掲示位置_____
8. 軽量の屋根等	②表示内容_____
9. 転倒防止等の措置	①粉末消火器 A_____B_____×_____個 ②その他_____
10. 腐食防止措置	①屋根の場合その材料_____
	②遮へい板の場合その材料_____
	①貯蔵設備の床は水平で、かつ上から物が落ちる恐れがないようにする。 ②転倒防止チェーンによる転倒防止措置を講ずる。
	①容器は十分に防錆塗装がされたものを使用する。 ②貯蔵設備は排水のよい構造とし、容器の底部を乾きやすくする。

様式第3号

バルク供給に係る供給設備の技術上の基準

(バルク貯槽による貯蔵で、貯蔵能力が500kgを超え1,000kg未満のときに添付)

1. 貯槽の設備状況	地盤面上 ・ 地盤面下
2. 貯槽の適合性	特定設備検査合格証 ・ 特定設備基準適合証
3. 保安距離	①第1種保安距離(法定1.5m 構造壁等又は埋設設置 0m) 実際距離_____m 保安物件の名称_____
	②第2種保安距離(法定1.0m 構造壁等又は埋設設置 0m) 実際距離_____m 保安物件の名称_____
4. 構造壁等	壁の構造 材料_____寸法(高さ)_____m(幅)_____m
5. 貯槽の表示	LPガス及び火気厳禁(朱書き)、緊急連絡先の表示の有無 有 ・ 無
6. 腐食防止措置	下地処理・錆止め塗装等の有無 有 ・ 無
7. 転倒防止等措置	支柱又はサドル等取付けの有無 有 ・ 無
8. プロテクター内のガス漏れ検知器の設置等	ガス漏れ検知器の設置の有無 有 ・ 無 常時監視システム設置の有無 有 ・ 無
9. 火気距離	①火気等の種類_____火気等との距離_____m ②火気距離が2m以内 防火壁等の設置の有無 有 ・ 無

様式第4号

貯蔵設備の付近見取図

販売店（供給業者）の名称	〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所
〃 所在地	〇〇県〇〇市□□町□丁目□□番地
所有者等の氏名又は名称	〇〇株式会社〇〇事業所
供給設備等の所在地	〇〇県〇〇市□□町□丁目□□番地
<p>5万分の1*の地図を貼付し最寄駅等より貯蔵設備への経路、貯蔵設備の位置を明示 (*地図の縮尺は5万分の1を原則とし、状況等により縮尺を変更することは可。)</p>	

様式第5号

貯蔵設備の配置図

販売店（供給業者）の名称	〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所
〃 所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
所有者等の氏名又は名称	〇〇株式会社〇〇事業所
供給設備等の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
<p>貯蔵設備と第1種保安物件・第2種保安物件との位置関係、火気距離等を明示</p>	

様式第6号

貯蔵設備の構造図

販売店（供給業者）の名称	〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所
所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
所有者等の氏名又は名称	〇〇株式会社〇〇事業所
供給設備等の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
<p>貯蔵設備の平面図、側面図、障壁の配置図、配管図等を添付</p>	

3. 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出

3-1 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いに係る法令

(1) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出

液化石油ガスの貯蔵又は取扱いをする場合

特定供給設備及び液化石油ガス設備工事の届出に係る設備以外で、貯蔵量300kg以上の液化石油ガスの貯蔵する場合又は廃止する場合（工業用を含む。）

消防法第9条の3
危険物政令第1条の10
危険物規則第1条の5により、所在地の消防長等に液化石油ガスの貯蔵又は取扱いの開始（廃止）の届出

《参考》消防法・危険物の規制に関する政令・規則の抜粋

【消防法】

第9条の3 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵又は取扱いを廃止する場合について準用する。

【危険物の規制に関する政令】

（届出を要する物質の指定）

第1条の10 法第9条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次の各号に掲げる物質で当該各号に定める数量以上のものとする。

- 一 圧縮アセチレンガス 40キログラム
- 二 無水硫酸 200キログラム
- 三 液化石油ガス 300キログラム
- 四 生石灰 五 毒物 六 劇物 …… 詳細略

2 法第9条の3第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める場合は、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第74条第1項、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第47条の5第1項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第87条第1項の規定により消防庁長官又は消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長）に通報があつた施設において液化石油ガスを貯蔵し、又は取り扱う場合（法第9条の3第2項において準用する場合にあつては、当該施設において液化石油ガスの貯蔵又は取扱いを廃止する場合）とする。

【危険物の規制に関する規則】

（圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出書）

第1条の5 法第9条の3の規定による貯蔵又は取扱いの届出は、別記様式第1の届出書によつて行わなければならない。

3-2 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いに係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先	頁 No.
	消防法 規則	様式	消防長	
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書	1-5	1	○	280
添付書類 様式第4号～第6号	—	—	○	276

(注) 1. 提出先及び宛先は、貯蔵する場所を管轄する消防署等に確認すること。
2. 添付書類の様式第4号～第6号は、液化石油ガス設備工事の届出の例による。

3-3 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）の届出書

様式第1（第1条の5関係）

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書

〇〇消防長 殿		令和〇〇年〇〇月〇〇日		
		届出者 住所 〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号 (電話000-000-0000) 氏名 〇〇工業株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印		
事業者の所在地	所在地	〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号		
及び名称	名称	〇〇工業株式会社 〇〇支店		
貯蔵し、又は取り扱う倉庫、施設等の名称	貯蔵し、又は取り扱う倉庫、施設等の構造等の概要	貯蔵し、又は取り扱う物質の名称	最大貯蔵数量又は最大取扱数量(kg)	消火設備の概要
〇〇工業社宅(アパート)	ネットフェンスで立入防止措置	液化石油ガス	400kg	A-5B-12C 1個
物質に対する処理剤の種類及び保有量	種類	保有量	対象物質	
	-----	-----	-----	
貯蔵又は取扱開始(廃止)予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
緊急時の連絡先	昼間	〇〇営業所 (電話000-000-0000)		
	夜間・休日	〇〇営業所 (電話000-000-0000)		
その他必要な事項	特になし			
※受付欄	※ 経 過 欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「処理剤」とは、消石灰等の化学処理剤及び乾燥砂等の吸収剤をいう。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。
- 5 貯蔵又は取扱いを開始しようとするときは、倉庫、施設等の位置及び倉庫、施設等内における物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取図を添付すること。

(注) 1. 液石法で届出の対象となる貯蔵量は、容器の場合は、300kg以上3,000kg未満。貯槽・バルク貯槽の場合は、300kg以上1,000kg未満。(上限値以上の貯蔵は特定供給設備となる。)
ただし、規則第86条に係る施設等で容器の場合は、500kgを超え3,000kg未満、貯槽・バルク貯槽の場合は、500kgを超え1,000kg未満は、液化石油ガス設備工事の届出をすることにより、圧縮アセチレンガス等の届出はしなくても良い。

2. 高圧ガス保安法で届出の対象となる貯蔵量は、容器・貯槽・バルク貯槽全て300kg以上3,000kg未満。3,000kg以上の場合は、第2種貯蔵所の届出をすること。

3. 液化石油ガス設備工事の届出に添付する第4号から第6号の図面を提出先に確認し添付すること。